

都留市まちづくり交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 25 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 25 号

都留市まちづくり交流センター条例の一部を改正する条例

都留市まちづくり交流センター条例(平成 25 年都留市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 10 条関係)

使用料

| 施設名 | 1 時間当たりの使用料 |
|--------------|-------------|
| 会議室 1 (1 階) | 440 円 |
| 会議室 2 (1 階) | 330 円 |
| 会議室 3 (3 階) | 440 円 |
| 多目的ルーム (3 階) | 770 円 |
| 大ホール (4 階) | 1,870 円 |

- 1 その利用時間に 1 時間未満の端数がある時は、1 時間分の使用料とする。
- 2 営利を主たる目的として利用するときは、定められた額に 2 を乗じて得た額とする。
- 3 利用時間には、準備及び原状回復の時間も含むものとする。
- 4 利用時間を超過した場合は、超過した時間(1 時間未満は 1 時間とする。)につき定められた額を追加で徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使

用料について適用し、同日前における利用に係る使用料については、なお従前の例による。